

## 伝統的工芸品商品開発インターンシップ事業業務委託仕様書

## 1 業務名

伝統的工芸品商品開発インターンシップ事業業務

## 2 事業の目的

新たな販路開拓や商品の魅力向上につなげるため、産地での工房体験や商品開発ワークショップを中心とするインターンシップ（以下「インターン」という。）を通して、若い感性を持つ学生等の視点を取り入れた斬新なアイデアを生み出し、生活様式の変化によるニーズを捉えた新商品を作り上げる。

## 3 業務の委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

## 4 委託料の上限額

3,486千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務の内容

## (1) インターンの条件等

## ア 日程及び参加者数

インターンは、学生等が参加しやすい時期に実施し、1泊2日以上 of 日程で1回以上行う。

また、参加者数は6名程度とし、受入企業と調整の上、県と協議すること。

## イ 参加者の旅費等

インターンの集合・解散場所と居住地間の交通費及び宿泊費は原則参加者の負担とすること。

ただし、委託料上限額の範囲内で、参加者が負担する交通費及び宿泊費の一部を委託料で負担することは妨げないものとし、参加者1名あたり3万円の受託者負担を限度とする。

受託者が一部を負担する交通費については、経済的かつ合理的であると認められる経路で移動した場合に限るものとし、宿泊費については飲食代を含まないものとする。

また、受託者において交通費及び宿泊費の一部を負担する場合、参加者が交通費及び宿泊費を支払ったことが分かる書面（領収書等）を確認してから、参加者へ支払うこととする。

## ウ 新型コロナウイルス感染対策の実施

インターンの実施時点における感染状況等に応じて必要な感染対策を講じること。

## (2) プロジェクトマネージャーの配置

事業全体のマネジメントを行い、県との連絡調整を行うプロジェクトマネージャーを1名配置すること。

プロジェクトマネージャーは、学生等を対象とする同種のインターン業務の実務経験を有する者を配置するよう努めること。

## (3) 受入企業の選定

## ア 受入企業の条件

伝統的工芸品の製造又は販売に携わっている個人事業者、法人企業（原則1年以上県内に本店、支店又は営業所等の拠点を持し、伝統的工芸品等の製造又は販売に携わっている者に限る。）とする。

なお、伝統的工芸品とは、県内において伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第

57号)の規定により経済産業大臣の指定を受けたもの及び秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱の規定により秋田県知事の指定を受けたものをいう。

イ 受入企業の募集

受入企業の候補の募集は、県において本業務の委託契約の前に行うこととする。

ウ 受入企業の選定

受託者は、契約後速やかに、県から受入企業の候補について情報提供を受けた上で、プロジェクトマネージャーがヒアリングを行い、当該企業の現状・意欲・インターン受入体制等について把握した上で、受入企業の選考を行うこと。

選考は評価項目を設け採点によるものとし、県と協議した上で受入企業を決定すること。

(4) 参加者の募集及び選定

ア 対象

参加者は、全国のものづくり・工芸系の学校及び県内大学の学生や卒業生等のうち、本県の伝統的工芸品に関心があり、受入企業との連携による新商品開発に高い意欲を持つ者とする。

イ 募集方法

大学等の就職支援を行う部署等に協力を依頼し、本事業を学生等に周知する。協力を依頼する大学等は60校以上とし、事前に県と協議すること。

また、本事業専用のウェブサイト等を構築し、インターンへの参加申込の受付等を行うとともに、SNS等を活用し、広く効果的なリーチを図る。なお、受入企業の紹介を行うにあたっては、学生等の関心を高める工夫を行うこと。

ウ 参加者の選定

参加者の選定にあたっては、本事業への参加に対する熱意等について、プロジェクトマネージャーがオンライン等で面談を行った上で、受入企業と協議して選定すること。また、必要に応じて面談に受入企業も加えること。

(5) インターンの実施

ア インターンにおける移動等

集合場所を遠隔地の者も参加しやすいよう工夫するとともに、必要に応じて集合場所から受入企業まで貸し切りバス等による交通手段を用意すること。また、宿泊場所については、受託者が参加者に斡旋することは可能とする。

イ 受入企業での見学内容等

見学の内容は、単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや実際の作業を体験する等、受入企業の業務や伝統産業への認識を深めて新商品開発の企画に寄与する内容となるよう工夫すること。

ウ その他

事業を実施するに当たっては、事故等に備え、適切な保険に加入すること。

(6) フォローアップ等

ア インターン終了後のフォローアップ

インターン終了後、月2回程度の頻度で、受入企業・参加者・受託者による商品開発ミーティングを開催・運営するとともに、適宜受入企業及び参加者からの相談に応じ、専門機関等と連携しながら、商品の完成まで伴走支援すること。なお、商品開発ミーティングはオンライン形式での開催を可能とする。

#### イ 最終試作品発表・フィードバック

商品開発ミーティングを通して作り上げた最終試作品等の成果を広く発信する機会を設けること。なお、具体的な実施方法については、商品開発の進捗等に応じて県と協議の上決定すること。

#### ウ 受入企業の支援

受入企業による新商品の試作について、製作が円滑に進むよう支援すること。

また、新商品は原則テストマーケティングを行うこととする。その実施方法については、クラウドファンディングの利用、展示販売会への出品などを基本としながら受入企業と協議して決定し、その実施に至るまで伴走支援すること。

### 6 対象経費

本業務に関連のない経費については対象経費として認められないため、経費の出納記録は、本業務以外の出納とは可能な限り独立した形で管理すること。

### 7 業務の報告

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、本業務の実績を記載した報告書・収支精算書・その他県が指示する資料等を、遅滞なく県に提出すること。
- (2) その他、事業の期間中に県が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

### 8 その他

#### (1) 再委託等について

ア 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

イ 受託者は、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、本業務の一部を第三者に再委託することができる。また再委託先の相手方は、秋田県内に主たる営業所等を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

#### (2) 権利の帰属等

ア 本業務で作成したチラシ等のデザインの著作権は、県に帰属するものとする。

イ 受託者は県の承諾なしにチラシ等のデザインを他に流用することはできないものとする。

ウ 受託者は、受入企業と参加者の間でトラブルが発生しないよう、インターンを通して生まれた新商品のアイデアに係る著作権等一切の知的財産権の帰属先について、専門機関等と連携しながら定めなければならない。

#### (3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た機密情報を目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

#### (4) 関係法令の遵守

受託者は本業務の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

#### (5) その他留意事項について

ア 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。

イ 感染症のまん延やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は県と受託者が協議の上、変更することがある。

ウ 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度県と事前協議を行い調整するものとする。